

事 務 連 絡
令和3年4月23日

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
会長 瀬川 信義 様

東京都住宅政策本部住宅企画部
不動産課長 山崎 美樹子
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う
不動産課窓口の業務について (依頼)

日頃より、東京都の事務事業に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

報道によると、本日夕方、東京を含む4都府県を対象に新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令される見込みです。これを受け、都においても、都民への外出自粛要請や施設の使用制限等の緊急事態措置を講じることとしています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記期間においては、来庁による申請、届出等の手続や業者名簿等の閲覧については、できるだけお控えくださいますよう、貴協会の会員様への周知をよろしくお願いいたします。

また、既にご案内しているとおり、一部の手続については、郵送及び電子申請による対応を行っておりますので、積極的なご利用をお願いいたします。窓口における感染リスクを避けるためにも、何卒、皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 対象期間
緊急事態宣言期間
- 2 郵送及び電子申請による対応を行っている手続
東京都住宅政策本部ホームページをご参照ください。
<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/news/200408-01.html>